

市第59号議案

横浜市火災予防条例の一部改正

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年12月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例

横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1 項第 3 号の 2 中「キュービクル式のものにあつては、」を削り、同条第 2 項ただし書中「造り」を「造られ」に改める。

第14条の 2 第 1 項第 3 号中「雨水等」を「筐体は、雨水等」に改める。

第16条第 1 項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）第 2 に定めるものを除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。
- (2) 電槽は、遮光措置を講じ、温度変化が急激でないところに設けること。
- (3) 開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けること。

第16条第 3 項を次のように改める。

- 3 屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第16条第 4 項中「第 2 項」を「第14条の 2 第 1 項第 3 号」に改める。

第74条第 1 項第11号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第 3 ちゅう房設備の項中

「

気不 体燃 燃以 料外	開 放 式	組込型こんろ・グリ ル付こんろ・グリド ル付こんろ、キャビ ネット型こんろ・グ リル付こんろ・グリ ドル付こんろ	14キロワット以下	100	15 注	15	15 注
		据置型レンジ	21キロワット以下	100	15 注	15	15 注
不 燃	開 放 式	組込型こんろ・グリ ル付こんろ・グリド ル付こんろ、キャビ ネット型こんろ・グ リル付こんろ・グリ ドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0

		据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0
--	--	--------	-----------	----	---	---	---

を

「

気不 体燃 燃以 料外	開 放 式	組込型こんろ・グリ ル付こんろ・グリド ル付こんろ、キャビ ネット型こんろ・グ リル付こんろ・グリ ドル付こんろ	14キロワット以下	100	15 注	15	15 注
		据置型レンジ	21キロワット以下	100	15 注	15	15 注
不 燃 式	開 放 式	組込型こんろ・グリ ル付こんろ・グリド ル付こんろ、キャビ ネット型こんろ・グ リル付こんろ・グリ ドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0
		据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0
固 体 燃 料 外	不 燃 式	木炭を燃料とするもの 炭火焼き器	—	100	50	50	50

不 燃	木 炭 を 燃 料 と す る も の	炭火焼き器	—	80	30	—	30

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備（この条例による改正後の横浜市火災予防条例（以下「新条例」という。）第16条第1項に規定する蓄電池設備をいい、附則第4項に規定するものを除く。次項において同じ。）のうち、新条例第14条第1項第3号の2（新条例第11条の2第1項及び第3項、第14条第3項、第15条第2項及び第3項並びに第16条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないもの（キュービクル式のものを除く。）については、当該規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている蓄電池設備で、新条例第16条第1項（第1号に係る部分に限る

。)の規定に適合しないものの位置及び構造の基準については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 新条例第16条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

提 案 理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準を改めるとともに、固体燃料を使用するちゅう房設備の位置の基準を定める等のため、横浜市火災予防条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市火災予防条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（変電設備）

第 14 条 屋内に設ける変電設備（全出力 20 キロワット以下のもの及び次条第 1 項に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

(3) の 2 ~~キュービクル式のもの~~にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

（第 3 号の 3 から第 11 号まで省略）

2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

（第 3 項省略）

（急速充電設備）

第 14 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力 20 キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設

備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

（第 1 号及び第 2 号省略）

- (3) 筐体は、雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
雨水等

（第 4 号から第 18 号まで、第 2 項及び第 3 項省略）

（蓄電池設備）

第 16 条 蓄電池設備（蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が 4,800 アンペア蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものでアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、遮光措置あって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準を講じ、温度変化が急激でないところで、かつ、耐酸性の床上（令和 5 年消防庁告示第 7 号）第 2 に定めるものを除く。以下こ又は台上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アの条において同じ。）は、次に掲げる基準によらなければならないルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあっては、耐酸性の床又は

い。
台としないことができる。

- (1) 地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造と
すること。

- (2) 電槽は、遮光措置を講じ、温度変化が急激でないところに設
けること。

- (3) 開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸
性の床上又は台上に設けること。

（第 2 項省略）

- 3 屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者
屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じた
用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する
キュービクル式のものとしなければならない。
基準第 3 に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認

める構造を有するキュービクル式のものを除く。) にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第13条第4号並びに第14条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第14条第2項の2第1項第3号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出等)

第74条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者(個人の住居に設置しようとする者を除く。)は、あらかじめ、当該設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項を消防署長に届け出て、その計画がこの条例の規定に適合するものであることについて確認を受けなければならない。

(第1号から第10号まで省略)

- (ii) 蓄電池設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(第12号、第13号及び第2項省略)

別表第3 (第4条第1項第1号、第4条の2第1項第1号、第4条の3第1項第1号、第4条の4第1項第1号、第5条第1項第1号、第6条第1項第1号、第8条第1項第1号、第10条第1項、第11条第1項、第22条第1項第1号、第23条第1項第1号、第24条第1項、第25条第1項第1号)

種 類		距離 (単位 センチメートル)					備考			
		入 力	上 方	側 方	前 方	後 方				
(省 略)										
ち ゆ う 房 設 備	気 体 燃 料 外	不 開 放 式	組込型こんろ・グリ ル付こんろ・グリド ル付こんろ、キャビ ネット型こんろ・グ リル付こんろ・グリ ドル付こんろ	14キロワット以下	100	15 注	15	15 注	注 機器 本体上 方の側 方又は 後方の 距離を 示す。	
			据置型レンジ	21キロワット以下	100	15 注	15	15 注		
	不 開 放 式		組込型こんろ・グリ ル付こんろ・グリド ル付こんろ、キャビ ネット型こんろ・グ リル付こんろ・グリ ドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0		
			据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0		
	固 体 燃 料 外	不 開 放 式		炭火焼き器	—	<u>100</u>	<u>50</u>	<u>50</u>		<u>50</u>

不 燃 を 燃 料 と す る も の	炭	炭火焼き器	＝	80	30	＝	30
	木						
(省 略)							
(省 略)							

(備考省略)